

# UBC情報



発行：2023年10月2日

No. 280

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

10月1日より最低賃金に変更されます。山口県の最低賃金は現行の888円から40円引き上げられ、928円となっています。

## トピックス

## 免税事業者との取引で問題となる行為は

今月からインボイス制度が始まりましたが、仕入先である免税事業者との取引条件の見直しなどを行う場合は、独占禁止法（優越的地位の濫用）や下請法の違反行為にならないように注意が必要です。

### ◆独禁法や下請法において問題となるケース

取引上優越した地位にある事業者や下請法の親事業者が免税事業者との取引条件を見直す場合、次のようなケースで問題となります。なお、免税事業者からの仕入れでも制度開始後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は50%を控除できます。

**◎取引価格の引下げを要請する場合**……取引上優越した地位にある事業者が仕入税額控除の制限を理由に取引価格の引下げを要請する場合、交渉により双方が納得する価格であれば問題ありませんが、形式的な交渉にすぎず、事業者の都合のみで著しく低い価格を設定した場合、独禁法上問題となります。

**◎請求段階で免税事業者であることが判明した場合**……下請事業者との取引完了後、免税事業者であることが請求段階で判明したため、消費税相当額を支払わない場合、下請法上問題となります。

**◎課税事業者になるよう要請する場合**……インボイス事業者（課税事業者）になるように要請することは問題ありませんが、要請に応じなければ取引価格の引下げや取引を打ち切るなど一方的に通告することは、独禁法又は下請法上問題となります。

**◎下請事業者がインボイス事業者になった場合**……継続的に取引関係のある下請事業者が要請に応じてインボイス事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提にした従来の単価を一方的に据え置く場合、下請法上問題となります。

## 対象拡大など「業務改善助成金」を拡充

今月から地域別最低賃金が改定しますが、中小企業等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引上げて、生産性向上に資する設備投資等を行う場合に、設備投資等の費用の一部を助成する「業務改善助成金」が拡充されました。

これにより、\*対象を事業場内最低賃金が地域別最低賃金+50円以内の事業場に拡大、\*事業場規模50人未満の事業者は賃金引上げ後の申請も可能（令和5年4月～12月に賃金引上げを実施した場合が対象）、などが行われました。

なお、地域別最低賃金の改定額に対応するため事業場内最低賃金を引上げる場合、発効日前に引上げを実施していれば本助成金の対象となります。



## 税法上の役員の範囲と役員給与

法人の役員である場合、役員給与は定期同額給与等であることが損金算入の要件となるなどの制限がありますが、税法上の役員は会社法の役員より範囲が広く、「みなし役員」に該当する方も含まれます。

### ◆税法上、役員として取扱われる「みなし役員」

法人税法上の役員とは、取締役・執行役・会計参与・監査役・理事・監事・清算人に該当する方をいいますが、次の①又は②のいずれかを満たす方も「みなし役員」として役員と同様の扱いになります。

①法人の使用人以外で、その法人の経営に従事している方（例えば、取締役ではない会長などや、定款等で役員として定めている方、相談役・顧問など）。

②同族会社の使用人のうち、持株割合の要件を満たし、その会社の経営に従事している方（例えば、社長の親族で株式の所有割合が5%超の方が使用人として勤務している場合など）。

なお、「経営に従事している」とは、経営方針や資金調達、人事など経営上の重要事項に関する意思決定に参画しているかどうかにより判断されます。

### ◆定期同額給与を改定する場合は

役員に対する給与は、多くの企業が定期同額給与を支給していますが、支給額を改定する場合は原則、事業年度開始から3ヵ月以内に行う必要があります。利益調整目的や一時的な資金繰りなどのために事業年度中途に改定した場合は、定期同額に該当しなくなるため、損金不算入となる金額が生じます。

ただし、経営状況が著しく悪化した場合（業績悪化改定事由）や、職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更（臨時改定事由）によって事業年度中に支給額を改定する場合は、損金算入が認められます。

## ふるさと納税に係るルールが今月から変更

ふるさと納税の対象となる地方団体は、募集の実施や返礼品などの基準に適合する団体として総務大臣の指定を受ける必要があります。

今月から基準が一部改正され、寄附金の5割以下とされている募集に要する費用（返礼品等の調達や送料、広報、事務などの費用）について、ワンストップ特例や寄附金受領証に係る事務など募集に付随する事務の費用も含めて算定することとなり、返礼品の内容などが変わる可能性があります。

また、地場産品基準について、熟成肉及び精米は原材料が当該地方団体が属する都道府県内産であるものに限り、例えば、海外産の牛肉を区域内で熟成させたものなどは認められません。

## 令和6年度税制改正に向けた各府省庁の要望

令和6年度税制改正に向けた各府省庁からの要望が出揃い、以下のような改正が要望されています。

◎**賃上げ促進税制の拡充及び延長**……国内雇用者に対する給与等支給額を増加させた場合の税額控除制度について、\*本税制の延長期間を長期化、\*赤字等の厳しい業況でも賃上げを行う中堅・中小企業を後押しするため、税額控除額が上限を超えた場合に控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設、\*仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。

◎**事業承継税制の延長等**……法人版事業承継税制（非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度）の特例措置や、個人版事業承継税制（事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）を適用するために必要となる承継計画の提出について、令和6年3月末までとなっている提出期限を延長する。

◎**イノベーションボックス税制の創設**……国内で自ら研究開発を行い取得した特許等の知的財産から生じる所得（ライセンス所得等）に優遇税率を適用する「イノベーションボックス税制」を創設する。

◎**「流行初期医療確保措置」による収入の非課税措置の創設等**……改正感染症法（令和6年4月施行）により感染症の流行初期に病床確保と発熱外来に関して初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関に措置される「流行初期医療確保措置」の収入について、事業税の非課税措置等を講じる。

◎**国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象拡大**……国立大学法人等に対する個人寄附について、修学支援事業及び研究等支援事業以外の事業を対象とする場合も税額控除を選択可能とする。

## 編集後記

少しずつ気温が下がり、秋の気配が感じられるようになりました。季節の変わり目は体調にも変化が出やすい時期なので、健康管理に気を付けて元気に過ごせるようにしたいですね。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 280

発行：2023年  
10月2日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝1-6-10  
TEL：0836-33-6717  
FAX：0836-33-6753  
Mail：info@ubc-net.com  
URL：http://ubc-net.com  
所属：（一財）総合福祉研究会  
（一社）全国地域医業研究会

## 社会福祉法人

### 社会福祉法人とインボイス制度について ～ 10月1日から適格請求書(インボイス)制度が開始しました～

10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始しました。とはいえ社会福祉法人の方々にとってインボイス制度はなじみが薄いと思われるので、総合福祉研究会でまとめてみました。

先ず押さえておきたいことは、インボイス制度は消費税の仕入れ税額控除に関する制度であることです。売上先が消費者や免税事業者、簡易課税制度や2割特例(課税売上高が1,000万円以下であるなど、インボイス制度がなかったら免税事業者のままでいられたはずの課税事業者が、納付税額を売上税額の2割とする特例)により申告する課税事業者である場合には、インボイスを必要としません。

このようにみると、介護保険事業や社会福祉サービスの提供は、利用者(売上先)に消費税を転嫁することができない非課税売上ですから、インボイスの発行は必要ありません。

ただし、就労支援事業は原則として課税売上であり、介護事業の中には課税売上となるものもあります。また他の社会福祉事業にも課税売上となるものがあります(例えば、利用者等外給食費収益)。とは言え、売上先(請求先)がエンドユーザーであれば問題ありません。

またもし社会福祉法人が既に課税法人(課税売上高1,000万円超)であれば、登録を行うだけです。なお現状、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者であっても、登録を受けると課税事業者として申告が必要となります。

問題は、免税規模なのに売上先からインボイスを求められた時にどう対応するかです。対応方法としては①免税事業者である旨を説明して登録申請を行わない、②求めに応じてインボイス発行事業者の登録を行う、のいずれかの選択になります。売上先がインボイスを必要としているか、登録した場合・しなかった場合にどうなるか、を検討する必要があります。

なお、自法人が2割特例や簡易課税制度を適用する場合は、仕入税額控除の計算がないために仕入先のインボイスの保存は不要です。

自法人が登録事業者を選択した場合、実務的には、インボイス制度の実施を契機として相手先業者との取引条件の見直しを検討することが考えられますが、基本的には取引当事者間の自主的な判断に委ねられます。ただし免税事業者等の小規模事業者の場合、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

そのため見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。優越的地位の濫用として問題となるおそれがある行為については、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。また、裏面に記載する行為類型(※)のうち、下請法の規制の対象となるもの(①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託)については、その考え方を明らかにします。下請法と独占禁止法のいずれも適用可能な行為については、通常、下請法が適用されます。

## ※ 行為類型

### 1 取引対価の引下げ

仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となります。

### 2 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先が免税事業者であることを理由に商品の受領を拒否する場合、また、どのような条件で返品するかについて仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えるなど正当な理由なく受領した商品を返品する場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

### 3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者である仕入先に対し取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目での金銭の負担を要請し、その協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、あらかじめ計算できない不利益を与える場合や、仕入先が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となるような不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

また取引価格の据置きを受け入れる代わりに、正当な理由なく発注内容に含まれていない役務の提供その他経済上の利益の無償提供を要請することも優越的地位の濫用として問題となります。

### 4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者である仕入先に対し取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が、それが事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

### 5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

### 6 登録事業者となるような態様等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

その他の留意点として、福祉系の会計ソフトの場合に、免税事業者からの仕入税額控除の計算にあたり、仕入税額の20%をきちんと控除対象外として計算できるようにアップデートされているか否かを事前に確認しておくことが必要です。

なお、社会福祉法人の場合は、殆どが税込処理を行っていて税抜処理を行っている場合は極稀であると考えられますが、もしも税抜処理を行っている場合で、かつ、会計ソフトで上記の20%部分を自動仕訳できない場合には、手動で仮払消費税勘定から除外(雑損失など別勘定に振替え)する必要があります。

(総合福祉研究会)

